

# 石川県公報

平成26年12月5日

第12755号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

目		次	
<b>告 示</b>			
○救急病院の認定 (地域医療推進室)	1	○予防接種を行う医師に係る公告 (健康推進課)	7
○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室)	1	○予防接種を行う医師に係る公告 (同)	7
○青少年に有害な図書等の指定 (同)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (経営支援課)	7
○保安林の指定 (森林管理課)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	9
○保安林の指定施業要件の変更予定 (同)	3	○土地改良区の役員退任公告 (農業基盤課)	10
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定 (水産課)	3	○数人が共同して行う土地改良事業の施行認可公告 (同)	10
○県道の区域の変更 (道路整備課)	4	○平成26年度砂利採取業務主任者試験合格者 (河川課)	10
○県統計調査の実施 (教育委員会事務局)	4	○入札公告 (警察本部)	10
<b>公 告</b>			
○入札公告 (行政経営課)	5	<b>監 査 委 員</b>	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告 (県民交流課)	6	○定期監査結果公表	12
		○財政的援助団体等監査結果公表	13
		○定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表	13

## 告 示

### 石川県告示第537号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
金 沢 有 松 病 院	金沢市有松5丁目1番7号	平成26年12月1日	平成29年11月30日

### 石川県告示第538号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	淫乱人妻ドライバー 男を乗せて、乗せられて	新 日 本 映 像
〃	俺と彼氏と彼女の事情	〃
〃	ナターシャの愛欲 寒い国から来た未亡人	〃
〃	黒下着の女 欲情の蜜	オ ー ピ ー 映 画
〃	車内痴漢 ステキな指あそび	大 蔵 映 画
〃	人妻・未亡人 不倫汗まみれ	新 東 宝 映 画

〃

女弁護士 揉ませて勝訴

オ ー ピ ー 映 画

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成26年12月5日

## 石川県告示第539号

いしかわ子ども総合条例（平成19年石川県条例第18号）第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 ( ナ ン バ ー )	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2015年1月号 (04333-01)	(株)ダブリュエスココーポレーション
〃	Na i N a i プレス北陸 2015年1月号 (06805-01)	電 王 堂 出 版 (株)

## 付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあっては雑誌ナンバーをいう。

## 2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

## 3 指定年月日

平成26年12月5日

## 石川県告示第540号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 保安林の所在場所

珠洲市若山町中田口部10の甲、10の乙、11

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び珠洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**石川県告示第541号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
白山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
白山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**石川県告示第542号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

**柴垣加入区**

- (1) 発起人の住所及び氏名  
羽咋市柴垣町18字45番地 西村 豊  
羽咋市柴垣町18字64番地 菊 義一
- (2) 区域  
石川県漁業協同組合の地区のうち旧柴垣漁業協同組合の地区
- (3) 区分  
法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数10トン未満の漁船により行う漁業
- (4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年11月5日

## 高浜加入区

## (1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町高浜町ノの114番地4 川端 進

羽咋郡志賀町高浜町ケの2番地1 北 敏彦

## (2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧高浜漁業協同組合の地区

## (3) 区分

法第104条第2号に掲げる漁業のうち総トン数10トン未満の漁船により行う漁業

## (4) 漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日

平成26年11月5日

## 石川県告示第543号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更する。

なお、その関係図面は、平成26年12月5日から同月19日まで縦覧に供する。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道路の区域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
金沢小松線	能美市徳山町子12番4地先から 能美市徳山町子12番1地先まで	旧	33.52~42.94 38.7	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	29.53~40.14 38.7	

## 石川県告示第544号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

## 1 県統計調査の名称

学校教育に関する県民意識調査

## 2 県統計調査の目的

学校教育に関する県民の意識を調査し、「石川の教育振興基本計画」に基づく具体的な取組の一層の充実につなげることを目的とする。

## 3 県統計調査の対象とする範囲

県内に在住する児童、生徒、教職員、保護者、企業経営者、無作為抽出で選定された一般県民

## 4 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

## (1) 報告を求める事項

ア 児童・生徒に関すること

イ 教師に関すること

ウ 学校生活に関すること

エ 地域社会に関すること

オ 家庭生活に関すること

カ 生涯学習に関すること

キ スポーツに関すること

ク その他関連項目

## (2) 基準となる期日又は期間

平成26年12月5日（金）から同月24日（水）まで

- 5 県統計調査の報告を求める者  
調査対象として選定された者
- 6 県統計調査の報告を求めるために用いる方法  
調査対象として選定された者に対して郵送あるいは学校を通じて調査票を配布し、郵送あるいは学校を通じて回収する方法で行う。
- 7 県統計調査の報告を求める期間  
平成26年12月5日（金）から同月24日（水）まで

## 公 告

### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 調達内容
  - (1) 借上件名及び数量  
ファイアウォール等機器借上げ 一式
  - (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 借上期間  
平成27年3月1日から平成31年2月28日まで
  - (4) 借上場所  
別途指定する場所
- 2 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
  - (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
  - (4) この入札公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- 4 入札者に要求される義務  
入札の参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示す事項について証明する書類を平成26年12月17日（水）午後5時までに5(1)の場所に提出しなければならない（郵送の場合は、簡易書留とし、提出期限内必着とする。）。なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができるかと認められる者を入札の参加の対象者とする。  
また、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。
  - (2) 当該調達物品を確実に納入できること。
  - (3) 当該調達物品を納入後、保守、点検、修理その他アフターサービスを速やかに提供できること。
- 5 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県総務部行政経営課情報システム室

電話番号 076-225-1322 F A X 番号 076-225-1339

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札説明書の交付期間

平成26年12月5日(金)から平成26年12月12日(金)までの県の機関の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(4) 入札の日時及び場所

平成26年12月25日(木)午前11時(入札後、即時開札する。)

石川県庁行政庁舎5階 511会議室

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

---

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成26年11月13日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 たぶんかびと

3 代表者の氏名

福田 昌泰

4 主たる事務所の所在地

金沢市寺地二丁目13番2-3号

5 定款に記載された目的

この法人は外国人市民や多様な文化背景をもつ人たち同士が出会い、集い、自らを表現できる空間を創造することを通して、多文化を持つ子どもたちを始めとした誰もが暮らしやすい多文化共生社会の実現に寄与することを目的とする。

---

## 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
井 口 英 樹	県内全域	金沢市大手町5番32号 大手町病院
芝 延 行	〃	金沢市太陽が丘3-1-15 芝クリニック太陽丘
馬 渡 俊 樹	〃	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院
岡 崎 充 善	〃	〃
田 村 昌 也	〃	〃
吉 川 陽 文	〃	〃
角 野 佳 史	〃	〃
泉 浩 二	〃	〃
吉 田 博	〃	〃
尾 崎 ふ み	〃	〃
小 村 孝 二	〃	野々市市扇が丘488 小村整形外科
吉 田 たみ江	〃	野々市市蓮花寺町1番地1 金沢南クリニック
	〃	野々市市蓮花寺町1番地1 金沢南ケアセンター

## 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
奥 田 肇	県内全域	金沢市馬替2丁目125番地 特定医療法人扇翔会 南ヶ丘病院
水 野 史 朗	〃	能美市大浜町ノ85 国民健康保険 能美市立病院

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コンフォモール内灘  
河北郡内灘町千鳥台4丁目1番地、千鳥台5丁目1番地
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ゲオホールディングズ  
代表取締役 遠藤 結蔵  
愛知県春日井市如意申町5丁目11番地の3

(変更後) 株式会社ゲオホールディングズ  
代表取締役 遠藤 結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町8番8号

3 変更の年月日

平成25年7月19日

4 変更する理由

株式会社ゲオホールディングズの住所に変更があったことによる

5 届出年月日

平成26年11月21日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部地域振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年12月5日から平成27年4月6日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年4月6日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

---

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

パロー松任東店

白山市番匠町43番地ほか28筆

野々市市郷町198番地ほか2筆

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

ほか未定2者

(変更後) 株式会社パロー

代表取締役 田代 正美

岐阜県恵那市大井町180番地の1

中部薬品株式会社

代表取締役社長 山口 眞里

岐阜県多治見市高根町四丁目29番地

ほか未定1者

3 変更の年月日

平成26年11月24日

4 変更する理由

一部テナント決定のため

5 届出年月日

平成26年11月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター、白山市産業部商工課及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間



平成26年12月5日から平成27年4月6日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年4月6日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー松任東店

白山市番匠町43番地ほか28筆

野々市市郷町198番地ほか2筆

2 変更する事項

(1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 縦覧による。

収容台数 69台

(変更後) 位置 縦覧による。

収容台数 69台

(2) 廃棄物保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 31立法メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

容量 31立法メートル

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 4箇所

位置 縦覧による。

(変更後) 出入口の数 3箇所

位置 縦覧による。

3 変更する年月日

平成26年11月26日

4 変更する理由

C棟が当面設置されないことにより駐輪場3を設置しないこととなった。廃棄物保管庫は、A・B棟レイアウトが変更となったため、位置が変更された。出入口4は、地元要望により設置を取りやめた。

5 届出年月日

平成26年11月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター、白山市産業部商工課及び野々市市産業建設部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成26年12月5日から平成27年4月6日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

平成27年4月6日

金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県商工労働部経営支援課

#### 土地改良区の役員退任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

森下三ヶ用水土地改良区

職 名	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	弥 村 茂	金沢市弥勒町カ25番地	平成26年11月12日

#### 数人が共同して行う土地改良事業の施行認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり数人が共同して行う土地改良事業の施行を認可した。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業を行う者の名称	地 区 名	事 業 名	認可年月日
二ツ屋北部地区土地改良事業共同施行	二ツ屋北部地区	非補助土地改良事業	平成26年11月25日

#### 平成26年度砂利採取業務主任者試験合格者

平成26年11月14日に実施した平成26年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

受験番号

(大) 1、(南) 1、(南) 3、(石) 1、(石) 2

#### 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成26年12月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 借上件名及び数量  
視覚検査装置借上 一式
- (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借上期間  
平成27年1月1日から平成31年12月31日まで
- (4) 設置場所  
石川県警察本部が別途指定する場所

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成26年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全

てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて平成26年12月12日(金)までに5(1)の提出場所に提出すること。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した各種の機器又は装置に係る借上げを受注し、又は履行した実績を有し、この公告に示した借上予定物品の納入が可能であると認められる者であること。

### 4 入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、平成26年12月15日(月)までに入札参加資格確認結果通知書を郵送する等により行う。

### 5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

- (3) 入札書の受領期限

平成26年12月16日(火)正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

- (4) 開札の日時及び場所

平成26年12月16日(火)午後1時45分 石川県警察本部庁舎2階 聴聞控室

### 6 入札方法

入札金額は、1(3)の借上期間に係る貸借料総額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### 8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
- (2) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (3) 入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

**監 査 委 員**

定期監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成26年度の財務事務に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年12月5日

石川県監査委員 向 出 勉  
 同 田 中 博 人  
 同 安 田 慎 一  
 同 織 田 静 代

監 査 箇 所 名	監査年月日	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
小松商業高等学校	平成26年11月4日	平成26年8月末日現在	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
小松工業高等学校	〃	〃	〃
小松明峰高等学校	〃	〃	〃
小松北高等学校	〃	〃	〃
医王特別支援学校	〃	平成26年9月末日現在	〃
金沢北陵高等学校	〃	平成26年8月末日現在	〃
金沢向陽高等学校	〃	〃	〃
小松警察署	平成26年11月6日	〃	〃
小松瀬領特別支援学校	〃	〃	〃
小松高等学校	〃	〃	〃
錦城特別支援学校	〃	〃	〃
大聖寺実業高等学校	〃	〃	〃
大聖寺警察署	〃	〃	公用車の交通事故が発生している。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意すること。
加賀高等学校	〃	〃	所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。
金沢辰巳丘高等学校	平成26年11月17日	〃	〃
寺井高等学校	〃	〃	〃
寺井警察署	〃	〃	〃
工業高等学校	〃	〃	〃
大聖寺高等学校	〃	〃	〃
加賀聖城高等学校	〃	〃	〃
小松特別支援学校	〃	〃	〃

九谷焼技術研修所	〃	〃	〃
九谷焼技術者自立支援工房	〃	〃	〃
こころの健康センター	平成26年11月18日	〃	〃
金沢二水高等学校	〃	〃	〃
金沢中警察署	〃	〃	〃
明和特別支援学校	〃	〃	〃
松任高等学校	〃	〃	〃
羽松高等学校	〃	〃	〃
七尾警察署	〃	〃	〃
七尾産業技術専門校	〃	〃	〃
能登産業技術専門校	〃	〃	〃
中能登教育事務所	〃	〃	〃
自治研修センター	平成26年11月26日	平成26年9月末日現在	〃
保育専門学園	〃	平成26年8月末日現在	〃
金沢錦丘中学校	〃	〃	〃
金沢錦丘高等学校	〃	〃	〃
ろう学校	〃	〃	〃
白山警察署	〃	〃	〃
いしかわ特別支援学校	〃	〃	〃
金沢城・兼六園管理事務所	〃	平成26年9月末日現在	〃
野々市明倫高等学校	〃	〃	〃
石川障害者職業能力開発校	〃	平成26年8月末日現在	〃

財政的援助団体等監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成25年度の財政的援助等に係る監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成26年12月5日

石川県監査委員 向 出 勉  
 同 田 中 博 人  
 同 安 田 慎 一  
 同 織 田 静 代

監 査 簡 所 名	監査年月日	監 査 の 結 果
学校法人久直学園	平成26年11月4日	補助金に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認める。

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成26年12月5日

石川県監査委員 向 出 勉  
 同 田 中 博 人  
 同 安 田 慎 一  
 同 織 田 静 代

(別 紙)

石 公 委 第 92 号  
 平成26年11月13日

石川 県 監 査 委 員 様

石川 県 公 安 委 員 会

平成26年10月31日付け石監査第366号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	金沢西警察署	職員の交通事故防止対策として、全職員を対象に交通事故防止を題材とした検討会を実施し、安全運転に対する心構えや安全確保のために遵守すべき基本事項の再確認を行ったほか、討議結果を踏まえた事故防止意識の高揚に取り組むなど、交通事故防止の徹底を図りました。 また、交通事故の対象職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。